

# 大田文化の森運営協議会会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 大田文化の森運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、事務所を大田区中央二丁目10番1号大田文化の森（以下「文化の森」という。）内に置く。

(目的)

第2条 運営協議会は、区民の主体的な文化活動を支援するため設置された文化の森において、区民自らが中心となって事業運営を行い、新たな区民文化を創造することを目的とする。

(役割)

第3条 運営協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 文化・芸術の振興及びまちづくりの推進を図るための事業
- (2) 実施事業についてのPR及び情報誌等の発行

(事業)

第4条 運営協議会は、次に掲げる方法により事業を実施する。

- (1) 運営協議会が直接実施する方法と、事業計画の方針に沿う事業を企画する個人・グループと共同で実施する方法による。
- (2) 前号後段の方法においては、個人・グループからの企画案を募集し、運営協議会が審査し、実施事業を決定する。
- (3) 前号で決定を受けた個人・グループに対して、運営協議会が事業助成費の有無及び額を決定する。

(運営方針)

第5条 運営協議会は、政治的中立を堅持し、宗教的活動及び営利的行為は行わないものとする。

## 第2章 運営組織

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 副会長は、5名以内とする。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とし、再任は妨げない。

(事務局の設置)

第7条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局職員は、公募により選考する。
- 3 事務局に事務局長を置き、委員が互選する。
- 4 事務局長の任期は1年とし、再任は妨げない。

(部会)

第8条 運営協議会は、必要に応じて部会を置く。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は部会を招集し、部会の担当業務をとりまとめ、執行する。
- 4 部会長の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(役員会の設置)

第9条 運営協議会の会議運営を円滑に進めるため、役員会を置く。

- 2 役員会の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 事務局長
- 3 役員会は必要があると認めるときは、前号で挙げた以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 役員会は、会長が招集し、会務を総理する。

(役員会の役割)

第10条 役員会は、次の事項を役割とする。

- (1) 運営協議会の活動全般について掌握し、必要に応じて重要事項を企画立案し、意見調整した上で、文化会議に提言する。
- (2) 運営協議会の会議に付議すべき事項を決定する。
- (3) 大田区や財団法人 大田区文化振興協会との話し合いの窓口として機能する。

(会計監査)

第11条 運営協議会は、会計上の監査を行うために会計監事を2名置く。

- 2 会計監事は委員により互選する。
- 3 任期は1年とする。

### 第3章 文化会議

(文化会議)

第12条 運営協議会の全体会議を文化会議と呼ぶ。

- 2 文化会議は、原則として月2回開催する。その他必要に応じて開催することができる。
- 3 文化会議は、会長が招集し、主宰する。

(定足数)

第13条 文化会議は、委員総数の2分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。

(表決)

第14条 文化会議における委員の表決権は、平等とする。

- 2 文化会議の議事は、委員総数の過半数をもって決する。
- 3 前項において、賛否同数の場合は議長一任のこととする。

(議事録)

第15条 文化会議の議事録は、事務局が作成する。

(委員以外のものの出席)

第16条 文化会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### 第4章 雑則

(会則の変更)

第17条 本会則を変更しようとするときは、委員総数の3分の2（委任状を含む）以上の多数をもって決するものとする。

(細則)

第18条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の承認を経て、会長が定めるものとする。

#### 付 則 ー 1

この会則は、平成13年8月7日から施行する。

#### 付 則 ー 2

この会則は、平成15年10月14日変更。同日から施行する。

(第13条、第17条について変更)

#### 付 則 ー 3

この会則は、平成18年4月1日変更。同日から施行する。

#### 付 則 ー 4

この会則は、平成20年4月4日変更。同日から施行する。

(第4条、第9条、第10条、第14条について変更)

## ●会則（案）の検討すべき事項

1 会計関係は、会長の決定を受け、事務局が処理することになりますが、会として内部的にその執行をチェックする機関が必要ではないか、という点が気になりました。役員会（執行機関）の構成員以外の委員から互選し、会計上の処理が適切に行われているかを監査するような形が1つの案として想定されます。全体で15人の組織なので、場合によっては副会長の内の1人が監査するという形でもよいかもしれません。

2 会計関係としては、組織として会計事務規則のようなものが必要になるのか、事務取扱要領ですむのか。墨田学習ガーデンの事例等を取り寄せ研究してみることも必要ではないでしょうか。

また、財団との委託契約の関係で、財団からの監査が入ることも想定し、備え付ける帳簿帳票類、保存期間等も定める必要があるのか（一般税法上の関係書類でよいのか）、財団経理担当者と確認したほうがよいと思います。

3 役員会に、何か緊急かつ重大な事態が起こった場合に判断を行う機能を持たせるとすれば、構成を会長・副会長と事務局として組織を軽くし、機動性を持たせる必要があるのではないのでしょうか。その場合、現在の構成を表現すれば「役員会は、必要に応じて部長その他の委員の出席を求めることができる」というような規定を加えることなろうかと思えます。

4 この会則（案）では、現在実際に行われている活動ベースで運営組織・文化会議の章を構成してみましたが、一般的な団体においては、年間で最低2回『事業計画（予算）の決定』と『事業報告（決算）の承認』という形の総会を行っている。運営協議会の場合、毎回総会をやっている形なのでこの点は特に問題はないと思います。

5 会の成立と表決については、1つの例示として検討してみてください。とりあえず、委員総数の3分の2（10人）以上の出席で成立し、一般的な事項の決定は委員総数の過半数（8人）の賛成で決定という構成となります。考え方としては、出席委員の過半数または多数決などいろいろ考えられます。運営協議会の委員の皆さんで検討して民主的なルールを決定してください。なお、会則の変更については、重要事項ですので、委員総数の4分の3（12人）以上とハードルを高めを設定しました。これも合わせて検討してください。

いろいろ指摘させていただきましたが、現状では会則的なものとしては、この案程度で十分と思われます。将来、運営協議会がNPO的なものを目指すのであれば、もっと他の事例を取り寄せ研究するなどし、規定の整備が必要となります。（落合）